

(指摘及び改善要望)

監査報告書 35 頁

## 2 事業団の事業の実施状況等

## (3) 事業団の今後の事業活動

今後は、施設・設備の老朽化への対応や、労働力人口が減少していく傾向の中で優れた人材をどう確保していくか、団塊の世代が高齢期に達する2015年問題や、認知症高齢者の増加への対応など、新たな福祉事業経営の確立が検討課題となっています。事業団では、今後予想される諸制度の改正についても、その動向を見極め、引続き経営改革に取組み、将来に向けた経営基盤の安定化を図っていく、としています。

また、事業団が今まで培ってきた取組みと実績に加え、さらなるサービスの向上により、「安心と信頼に基づく福祉サービスの提供基盤」として、市の指定管理者に選定されるよう取組んでいく、としています。

今後とも、引続き個人情報保護や関係法令の順守に努め、安心・信頼してもらえるサービスの提供により利用者から選ばれる事業者となるよう、各種事業の実施に努めてください。

(講じた措置)

平成21年度以降も介護老人保健施設をはじめ各事業の指定管理者として指定されました。今後も、引続き個人情報保護や関係法令の順守に努め、安心・信頼してもらえるサービスを提供し、利用者から選ばれる事業者となるよう、各種事業の実施に努めます。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 39 頁

## 4 補助金の交付

## (3) 補助金の申請

事業団から提出された補助金等交付請求書の補助金等の名称欄には、補助金等交付決定通知書と異なった名称が使われています。

今後、当該補助金の交付決定通知書に記載された補助金等の名称により交付請求を行ってください。

(講じた措置)

「平成20年度補助金等交付請求書(第5回)」分より、当該補助金の交付決定通知書に記載された補助金の名称により交付請求を行っています。

4 補助金の交付

( 6 ) 事業団の内部監査

事業団の定款の規定により、監事は理事の業務執行状況及び法人の財産の状況を監査しなければならず、毎年、定期的に監事監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び市長に報告するものと定められており、毎年、監事監査が実施されています。そのほか、事業団経理規程には、理事長は内部経理監査担当者を選任し、関係法令及び経理規程に基づいて適正妥当な会計処理がなされたかどうかを監査させ、その結果を報告させることができると定められています。内部経理監査担当者には、19年度までは常務理事が、20年度からは事務局長が任命されており、内部経理監査担当者が指名した2～4人程度で内部監査チームを編成し、毎年、内部監査が実施され、指摘事項がある事務処理についてはその改善が図られています。

今後とも、監事監査及び内部経理監査での指摘に対し適確に対処するとともに、職員の適正な事務処理に対する意識のさらなる向上と、事業実施における事故の発生予防に努めてください。

( 講じた措置 )

今後も、引続き監事監査及び内部経理監査を行い、その際の指摘事項に対し適確に対処するとともに、職員の適正な事務処理に対する意識のさらなる向上と、事業実施における事故の発生予防に努めます。

5 所管課の事務

( 1 ) 交付申請の審査等

交付要綱に定められた補助金の交付額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額、及び総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを各々比較して、少ない方の額とされていますが、交付決定の決裁には、それぞれの額をどのように比較し決定したのか記載がありません。

また、補助金取扱規則第8条第1項では、「申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の適否を決定する。」とされていますが、交付決定の決裁において審査の内容や、その結果についての記述が見られません。

今後、交付決定の決裁に、当該申請に係る書類の審査および現地調査等の状況について記述することにより、交付決定の経過を明確にしてください。

( 講じた措置 )

補助金の交付金額の決定に当たっては、申請書類に基づいて担当課で慎重に審査し、決定を行っています。場合によっては、現地調査にも出かけております。今後はその経過を記述し、明確にするよう努めます。

5 所管課の事務

(2) 補助金の精算等

補助金取扱規則第 14 条に基づく補助事業等実績報告書が、20 年 5 月 23 日に提出されています。実績報告書には、事業費の決算額の資料として資金収支計算書が添付されていますが、当該補助金に係る事業費の額が明確に表示されていません。

実績報告書の提出を受けて、同日付けで補助金等確定通知書により、補助金等交付決定額と同額を補助金等確定額として通知していますが、補助金等確定額は、補助金等返還命令書にある補助金等決算額と同額とすべきです。また、補助金等確定通知の決裁には、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の内容が補助金等の交付の決定及びこれに付した条件に適合するのかどうかを、どのように審査したのか記載がありません。

今後、適確な添付資料の提出を求め、補助金等確定の決裁に、審査等の状況について記述するとともに、補助金取扱規則に従い、厳正な事務処理を行ってください。

(講じた措置)

補助金の実績報告書提出時には、福祉総務課と担当課と社会福祉事業団の 3 者で事務審査会を開き、事業報告書と併せて、内容を審査した上で補助金等確定通知書を作成しています。今後は、審査の状況等の記載を残すなど、適正な執行に努めます。

5 所管課の事務

(2) 補助金の精算等

交付要綱は、補助金取扱規則とともに補助金交付の根幹であり、その根拠となるものです。交付要綱では、別表に定める基準額を「市長が必要と認める額」としており、その算定根拠が明確ではなく、また、同要綱第 5 条での補助金の交付額の定めも明確ではありません。

今後、交付要綱の見直しも検討してください。

(講じた措置)

交付要綱第 5 条における補助金の交付額に関する規定については、不明確であったことから、「総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額」とするよう、平成 21 年 4 月 1 日付で交付要綱を改正しました。

## 5 所管課の事務

## (3) 検討課題

18年9月に、外部監査法人による「西宮市外郭団体調査報告書(外郭団体の経営評価と今後のあり方の検討業務)」が出されています。この中で、児童館運営事業については、1日平均60~100人程度の利用があり、子どもが安心して遊べる場として市民ニーズは高く、サービス対象者が児童であり受益者負担を求めることができない事業であるため、民間市場では提供が困難なサービスであるとして、行政の関与の継続の方向性が示されています。

段上児童館については、事業団所有となっており、事業団が管理運営の担い手となっていますが、段上児童館は市へ譲渡した上で、市が公募型指定管理者制度により、最適な委託者を選定すべきである、とされています。

これに対する市の方針では、段上児童館は事業団が開設した施設であり、継続して事業団が運営していく、としています。なお、市直営の児童館(児童センター)も含め、児童館全体の設置運営主体のあり方を引き続き検討していく、としています。

審議を求めた西宮市社会福祉審議会からは、児童館(児童センター)の運営主体については、今後3年程度は現行のままとし、再度運営主体の見直しを行うべきである、との意見具申を受けています。同審議会からは併せて、児童館は0歳から中学3年生まで、子どもとの関係性を継続できるというメリットを活かした事業展開に努めること、児童館事業の成果を客観的に評価できる指標を持つこと、職員の資質向上を図っていくこと等の課題が示されています。

今後とも、児童館(児童センター)の設置運営主体のあり方を引き続き検討していくとともに、地域の子どもたちが元気に育ち、子ども的人格の発達と自立心が育成できるよう、地域に根ざした児童館事業の実施に努めてください。

## (講じた措置)

地域の子育て拠点として児童館がさまざまな役割を担えるよう、西宮市社会福祉審議会からの意見に沿って効果的な運営に努めてまいります。それらの視点から引き続き、設置運営主体のあり方を検討していきたいと考えております。

5 所管課の事務

( 4 ) 事業団に対する関与

財政援助団体に対する外部監査法人からの提言では、総合的に判断すると事業団は存続し自立化するべきであり、市としては事業団への関与を薄める努力を行うべきであるとされています。

19 年度までは市の健康福祉局長が事業団の理事長の職に就いていましたが、20 年度からの中核市移行にともない、社会福祉法に基づく社会福祉法人の所管庁としての認可・指導監督が、県知事から市長の事務に移管されたことから、事業団では理事長の専任化が図られています。

12 年度には 21 人であった市からの派遣職員は、19 年度では 5 人となり、その人件費についても事業団で負担しています。市からの派遣職員については、今後とも削減の方向で協議を進めていく、とされています。

介護保険や障害者自立支援制度の導入による措置から契約への制度変更に伴い、自立した経営を目指し、年次的に事業団本部補助金を減額してきており、19 年度からは本部補助金が廃止されています。

今後とも、事業団が自立した事業運営が行われるよう指導監督を行うとともに、指定管理者の選定等においても適切な関与のあり方について、引続き検討を行ってください。

( 講じた措置 )

効率的な運営や自主事業の展開による収入の増により、市の財政援助なくして健全で安定的な運営を維持しており、市としまでも、今後も引き続き財政状態の把握と指導に努めてまいります。また、指定管理者制度についても、各施設で提供するサービスの性質や利用者の意向を十分に思案し、適切な選定方法を選択するよう検討を重ねてまいります。